

## 鳥取県動物愛護推進協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

### (協議内容)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 行政が行う動物愛護管理施策に関すること。
- (2) 鳥取県動物愛護管理推進計画に関すること。
- (3) その他動物の愛護と適正な飼養の推進に関すること。

### (組織及び委員)

第3条 協議会の委員は10名以内とし、次に掲げる者の中から、知事が任命する。

- (1) 動物の愛護を目的とする公益法人の役員又は構成員
- (2) 動物取扱業者
- (3) 動物の生態、飼養等について学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年間とする。ただし、任期の途中で退任した委員の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、協議会の庶務を行う所属の長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月20日から施行する。ただし、第3項の規定は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。
- 3 鳥取県動物愛護推進協議会設置要綱(平成20年11月20日制定)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第1号中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
- 4 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成25年10月31日から施行する。